

長野県水道事業広域連携推進協議会

設立趣意書(案)

わが国とともに、長野県は、本格的な人口減少社会を迎え、県内の水道事業は、水需要の減少に伴う経営環境の悪化が懸念されることに加えて、老朽化する施設の更新、不足する専門人材の確保育成、頻発する大規模災害に強い体制づくりなど、大きな課題に直面しています。

こうした状況において、水道料金の大幅な引き上げなどによる負担増や、漏水、断水等の事故発生による住民生活や社会経済活動への影響を考えると、これから20年、30年先の未来を見据え、計画的に基盤強化を進めて、安全で安心な水道水を、安定して供給することができる持続可能な経営体制を構築することが、現下の水道事業者に求められています。

しかしながら、これらの課題に対応していくためには、中山間地域等において、小規模な浄水場を多く抱えていることなどにより、とりわけ地理的条件が厳しい県内の水道事業者においては、個々の経営努力のみでは、自ずと限界があることも、明らかになってきました。

それにより、これからの水道事業者には、それぞれが既存の給水区域にとらわれない広域的な視点を持ち、英知を集め、互いに協力し合うことで、この厳しい状況を乗り越えていくことが必要になってきているのです。

そこで、ここに、県内の市町村等の水道事業者等が、直面する課題を持ち寄り、その解決に向けて、広域化・広域連携の推進等を柱とする改正水道法の趣旨を踏まえつつ、将来的な水道のあり方を、ともに考えて、方向性を見出し、できることから速やかに実行に移す場として、協議会を設立します。

この協議会には、水道事業者等が、自らの意思により参加し、それぞれの経営規模や環境が異なることを認識しつつ、情報共有と忌憚のない意見交換を重ねる中で、互いに顔の見える関係づくりの場としても機能するようにしていきます。

令和2(2020)年10月12日